

## 球磨村復興支援ボランティア連携推進事業助成金交付要項

### (趣旨)

第1条 村長は、令和2年7月豪雨における被災者支援を行う災害ボランティア団体の活動経費に対し、予算の範囲内において球磨村復興支援ボランティア連携推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、球磨村補助金等交付規則（平成3年3月1日規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (助成対象)

第2条 助成の対象者、対象事業、対象経費、対象期間、助成金額は、別表1のとおりとする。

### (交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとするボランティア団体（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要（別記第2号様式）
- (2) 活動計画書（別記第3号様式）
- (3) 収支計画書（別記第4号様式）
- (4) チェックリスト（別記第5号様式）
- (5) その他、村長が必要と認める書類

### (交付決定)

第4条 村長は、前条の申請を受理したときは、これを審査し交付対象を決定する。

- 2 前項の審査は、審査基準（別表2）に基づき行う。
- 3 第1項の決定を行ったときは、交付決定通知書（別記第6号様式）又は不採択通知書（別記第7号様式）により、申請者に対し速やかに通知するものとする。
- 4 交付の決定に当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

### (計画変更の申請等)

第5条 前条第3項の規定により助成金交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に該当する場合には遅滞なく変更申請書（別記第8号様式）に関係書類を添付のうえ、村長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業に要する予算を変更しようとするとき
  - (2) 事業の内容を変更しようとするとき
  - (3) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき
- 2 村長は、前項の申請があったときは、審査のうえ、変更等について、速やかに決定を行うものとする。
- 3 村長は、前項の決定により助成金の額に変更が生じるときは、変更交付決定通知書（別記第9号様式）により交付決定者に通知するものとする。

### (実績報告)

第6条 交付決定者は、事業完了の日から30日以内又は事業実施年度の3月31日までに、実績報告書（別記第10号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書（別記第11号様式）
- (2) 収支精算書（別記第12号様式）
- (3) チェックリスト（別記第13号様式）

(4) その他、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定により提出された書類に疑義又は不明の事項がある場合には、実施の状況の調査を行い、又は交付決定者に対して説明を求めることができる。

(助成金の額の確定)

第7条 村長は、前条第1項の実績報告書が提出された時は、これを審査及び調査を行い、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、確定通知書（別記第14号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の確定通知を受けた交付決定者は、助成金を請求するときは、遅滞なく請求書（別記第15号様式）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、必要と認めるときは、概算払をすることができる。概算払により交付を受けようとするときは、助成金概算払請求書（別記第16号様式）によるものとする。

3 村長は、第1項に規定する請求書を審査し、適当であると認めるときは、これを受理した日から起算して30日以内に助成金を交付決定者に支払うものとする。

(助成金の返還等)

第9条 村長は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて返還を求めることができる。ただし、天災その他やむを得ない事情により事業の遂行ができなくなったときは、その事情を考慮のうえ助成金の返還を求めるものとする。

(1) 助成金を他の用途に使用した場合

(2) 虚偽その他不正な手続きにより助成金の交付を受けた場合

(3) 事業を途中で中止したとき、又は事業を実施しなかった場合

(4) その他、村長が不適正と認める場合

(延滞金)

第10条 村長は、前条の規定により助成金の返還を命じ、期限までに納付がなかったときは、納付期限の翌日から起算して納付の日までの日数に応じ、当該未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付金額を控除した額）につき年8.8パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命じることができる。

(証拠書類の保管)

第11条 交付決定者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。